

かながわ国際政策推進懇話会 専門委員会（地域日本語教育）報告書

かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）
令和3年3月

はじめに

県内の外国籍県民は、令和2年1月現在、228,275人となり過去最高となっています。また、173の国・地域の方がくらすなど多様化も進んでおり、年代でも幼児から高齢者まで、広がっています。さらに、日本国籍をもつ外国につながる子どもたちへの配慮も必要になってきました。現在は、新型コロナウイルスの影響で外国人材の受入れが進んでいませんが、長期的には入管難民法の改正等により外国人の更なる増加が見込まれることから、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が閣議決定（平成30年12月策定、令和元年12月及び令和2年7月改訂）され、外国人が活躍できる環境づくりや適正な労働環境の確保等、外国人材の受入環境を整えることが求められています。

そういった状況の中、「日本語教育の推進に関する法律（以下「法」という。）」が成立（令和元年6月）し、地方公共団体の責務が規定されたことを受け、本県では、法に規定された基本施策のうち「地域における日本語教育」の分野を中心に、県内の市町村の日本語教育施策等の現状と課題を把握した上で、行政、ボランティアによる日本語教室、関係機関等の役割を考え、本県の地域日本語教育の推進に向けた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性（以下「施策の方向性」という。）」を令和2年3月に取りまとめました。

このたび、かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）（以下「専門委員会」という。）では、「施策の方向性」や令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」を踏まえ、神奈川県における地域日本語教育の今後の展開や連携を図る関連分野についてより具体的な検討を行いました。

まず、かながわの地域日本語教育の「基本理念」と「めざす姿」について検討を行いました。

その上で、令和2年3月に取りまとめた「施策の方向性」に示した項目ごとに今後の留意点と事業展開を整理しました。

さらに、教育分野や労働分野等の有識者にヒアリングを行い、地域日本語教育が連携を図っていく関連分野との関係で、今後検討すべき事項を整理しました。

地域日本語教育の推進については、重要かつ喫緊の課題であることから、本報告書が、「かながわ国際政策推進懇話会」でのより活発な議論に資するとともに、神奈川県が進める地域日本語教育に関する施策の一助となれば幸いです。

かながわ国際政策推進懇話会専門委員会(地域日本語教育)

会長 柏崎 千佳子
委員 神吉 宇一
委員 高梨 剛
委員 中 和子

目次

はじめに

1	地域日本語教育の今後の展開について	1
(1)	かながわの地域日本語教育のめざす姿	1
(2)	「施策の方向性」に関する今後の留意点	6
(3)	「施策の方向性」を踏まえた今後の事業展開	10
2	地域日本語教育が連携を図る関連分野	12
(1)	教育分野との連携	12
(2)	労働分野との連携	14
(3)	その他の分野	15
3	かながわ国際政策推進懇話会専門委員会(地域日本語教育)の概要	17
(1)	委員名簿	17
(2)	協議内容	17
4	参考資料	19

<注>

本報告書では、地域のボランティア等の自主的な運営による日本語教室を総称して「ボランティアによる日本語教室」と表記しています。

なお、他の文献から引用したものは引用文献の表記で記載しています。

1 地域日本語教育の今後の展開について

(1) かながわの地域日本語教育のめざす姿

これまで県内の各地域で展開されてきた日本語教育に関する取組や、国の基本方針を踏まえ、かながわの地域日本語教育のめざす姿について、専門委員会として検討を行った。

ア かながわの地域日本語教育の「基本理念」と「めざす姿」

かながわの地域日本語教育においては、国、県、市町村、県民・住民、学校、日本語学校、企業、大学、ボランティアによる日本語教室等、多様な主体の連携を強化し、それぞれに期待される役割を踏まえて、中長期的に取り組んでいく必要がある。各主体が将来像を共有し、期待される役割を果たせるよう、「基本理念」と「めざす姿」について、次のとおり整理した。

基本理念

日本語による円滑なコミュニケーションを通じて、
外国籍県民等が安心して生活し活躍できる、
多様な文化を尊重した活力ある地域社会を実現する

かながわの地域日本語教育の「めざす姿」

- ① 外国籍県民等が、身近な地域で生活者として必要な日本語を学ぶことができる環境が整っている。(ICT等を活用した環境づくりを含む。)
- ② 企業、学校などにおける日本語教育と地域における日本語教育が切れ目なく連携している。
- ③ 地域日本語教育を中心に、外国籍県民等の様々な生活課題に対して総合的な対応が図られている。

イ 「めざす姿」の具体的イメージ

- ① 外国籍県民等が、身近な地域で生活者として必要な日本語を学ぶことができる環境が整っている。(ICT等を活用した環境づくりを含む。)

- ・ 「専門家による(初心者向け)日本語講座」と相互理解の場でもある「ボランティアによる日本語教室」が地域において並行して提供されている。
 - ・ 地域日本語教育においてICTの活用が図られている。
 - ・ 複数の市町村による連携も含め、身近な地域で日本語教育が実施されている。
- ※ それぞれの事業や活動における展開を通じて、「日本語でできること」が目標として示されていることが望ましい。

② 企業、学校などにおける日本語教育と地域における日本語教育が切れ目なく連携している。

- ・ 児童・生徒、留学生、被用者等の立場での日本語教育に関して、それぞれの関係機関等が責任を持って担うと同時に、支援から取り残される人がいないよう、それぞれの日本語教育が切れ目なく連携している。(特に、就学前児童への対応など、外国につながるのある子どもに対する視点に留意)
- ・ 行政や教育機関、企業等の連携のための会議体等が形成され、課題の共有が行われている。
- ・ 様々な主体間で、それぞれが連携した事業が実施されている。
- ・ 幼児から社会人に至るまでの外国人のライフステージに合わせた日本語教育プログラムが地域との連携で実施されている。

③ 地域日本語教育を中心に、外国籍県民等の様々な生活課題に対して総合的な対応が図られている。

- ・ 多文化共生の地域社会づくりの一環として日本語教育に取り組むことにより、子育て・介護・福祉・防災など、外国籍県民等の様々な生活課題も視野に入れた総合的な対応が図られている。
- ・ 外国籍県民が自らの生活課題について、自らの力で解決できる日本語力を身に付けることが可能な施策が展開されている。
- ・ 外国籍県民の課題を一括りにせず、日本人同様様々な生活課題に応じた施策が展開されている。
- ・ 様々な生活課題に対して、緊急かつ重要なものは多言語対応や「やさしい日本語」による対応が行われている。

「ボランティアによる日本語教室」の名称について

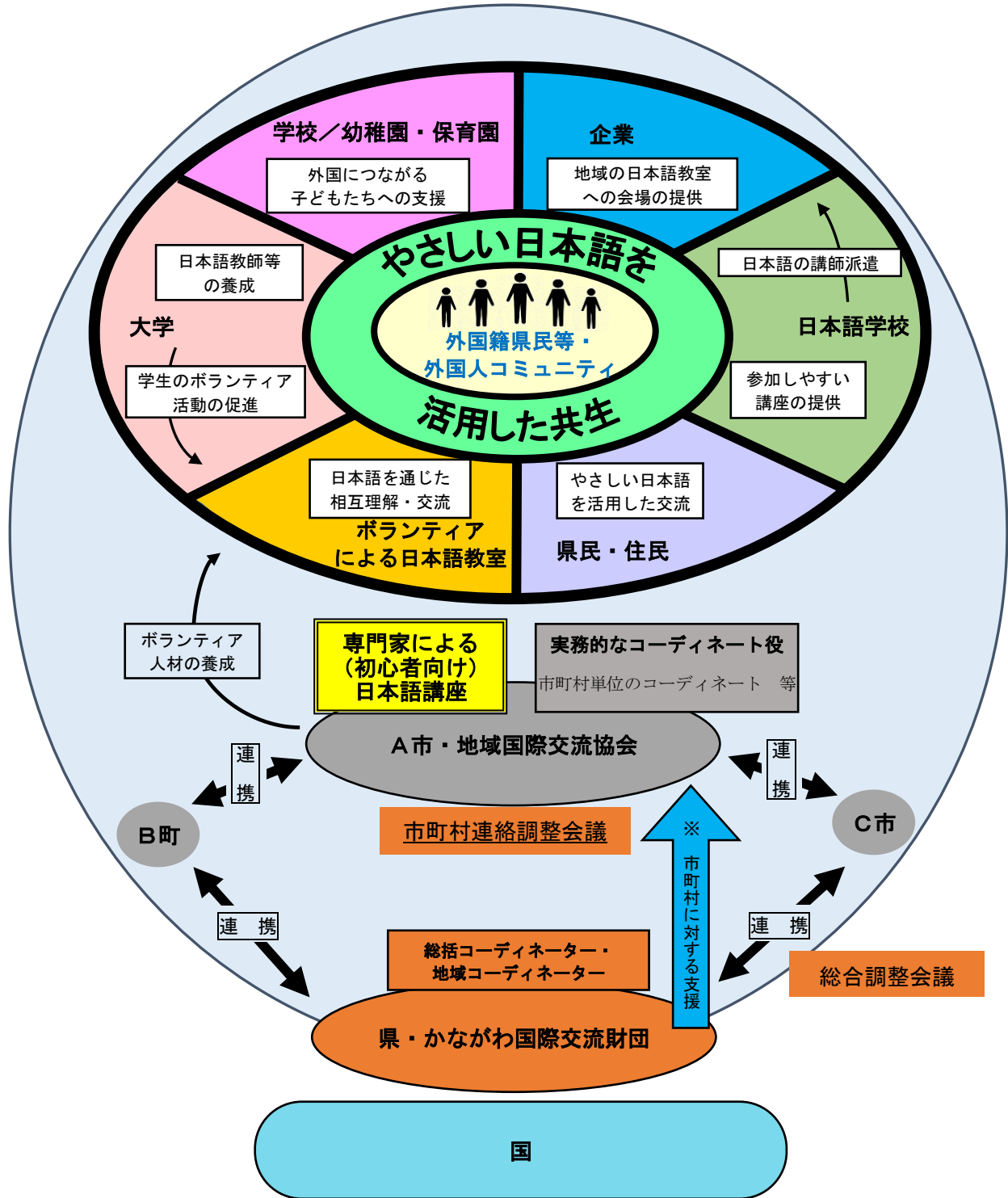
「ボランティアによる日本語教室」は、「教える側」と「教わる側」ではなく、「対等な立場で学び合う場」として更に発展していくことが望まれる。そこで、その名称についても、誰もが共通のイメージを持てる表現となるよう、引き続き検討する必要がある。(例: マルチカルチャーワークショップ、にほんごひろば 等)

なお、「ボランティアによる日本語教室」の設置目的や活動内容は多様であり、自主的な活動に役割を規定するものではないが、次のような場であることが期待される。

- 外国籍県民等が、生活するために必要な日本語を学び、必要な生活情報を得る身近な場
- 外国籍県民等が、仲間と出会い、友人をつくる地域の中での居場所
- 外国籍県民等と日本人が互いの文化的背景や考え方などを知り、相互理解と交流を深める場
- 地域や行政に、外国籍県民等や多文化共生の地域づくりのニーズを伝えたり提案する場 など

「基本理念」、「めざす姿」を取り巻く、多様な主体との連携や各主体に期待される役割については、次のとおり整理した。(期待される役割については4ページ参照)

かながわの地域日本語教育における多様な主体との連携（めざす姿）



表に掲げた項目だけでなく、各主体の特徴を生かした様々な連携を図っていく。

- ※ 市町村に対する支援**
- モデル事業の実施（初期段階の日本語講座などモデルとなる取組等）
 - 国庫を活用した市町村補助金
 - 市町村における各主体との連携に向けた支援施策（今後検討）など

各主体に期待される役割

国

- 関係省庁が連携できる言語政策の策定
- 公的に保障すべき日本語教育の実施
- 都道府県域レベルの中核的人材の育成

県・かながわ国際交流財団

- 国の政策と各市町村や地域の実情に応じた調整・支援
- 広域で行うべき人材育成、ネットワークづくり
- 地域日本語教育に関する情報の収集と提供、相談対応
- 県民の多文化理解の推進 等

ボランティアによる日本語教室

- 外国籍県民等が生活するために必要な日本語を学び、必要な生活情報を得る身近な場
- 外国籍県民と日本人が互いの文化的背景や考え方などを知り、相互理解と交流を深める場 等

市町村・市町村国際交流協会

- 外国籍県民等の日本語教育ニーズの把握
- 地域の実情や生活ニーズに合わせた日本語教育の実施
- ボランティアによる日本語教室への支援
- やさしい日本語の普及など市民への啓発

大学

- 地域における日本語教育への参画、協力
- 地域日本語教育を推進するための研究、日本語教師等の養成 等

県民・住民

- 外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景や考え方の相互理解
- 日本語の習得や「やさしい日本語」の利用等によるより良いコミュニケーション
- 外国籍県民等が地域に参加するための橋渡し、情報提供 等

学校／幼稚園・保育園

- 学校教育における日本語教育(指導)
- 幼児の発達の特性に留意した指導 等

日本語学校

- 外国籍県民等が参加しやすい体系的な日本語講座等の提供
- 地域における日本語教育への参画、協力 等

企業

- 就労外国人の日本語教育の必要性の理解と企業内での日本語教育実施
- 就労外国人と地域の仲介、地域の日本語教室への会場提供などの協力

かながわの地域日本語教育においては、各地域の状況やリソースに合わせ、官民さまざまな機関と個人が横断的に連携し、日本語教育環境を強化していく必要がある。

中長期的に、共に県内の地域日本語教育を推進していくため、各主体に期待される役割を目安に相互連携や協力の強化を図る。

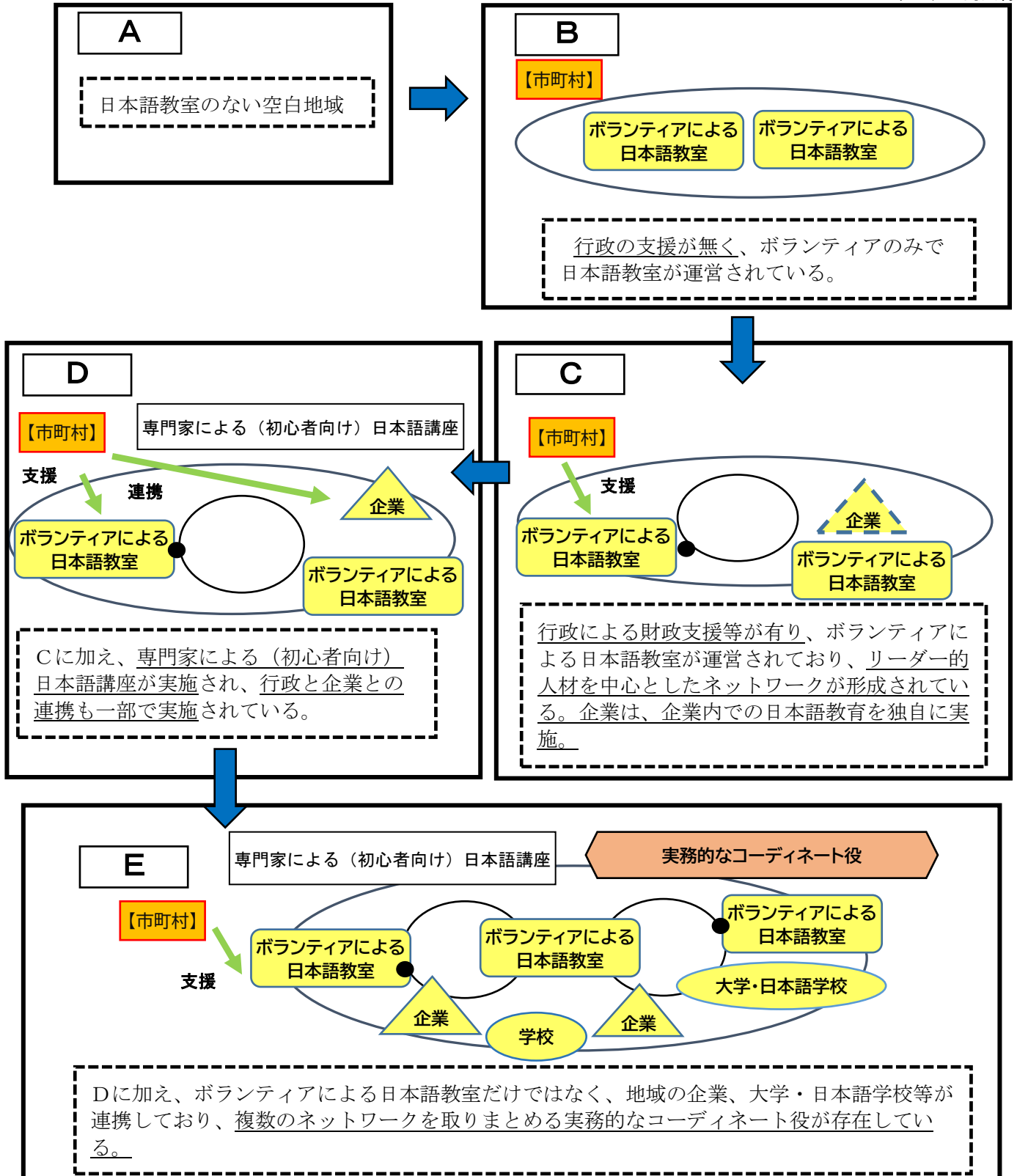
ウ 市町村における地域日本語教育の進展

次の図は、市町村における地域日本語教育の進展の一つの流れである。ボランティアによる日本語教室が無い状態から進展し、最終的には多様な主体と連携していくことを図で表している。

※ なお、全ての市町村がA～Eの順に進展するわけではなく、次の図は一つの例として示したものである。（例えば、Aの空白地域に、行政が「専門家による（初心者向け）日本語講座」をボランティアによる日本語教室が開設される前に設置することもあり得る。）

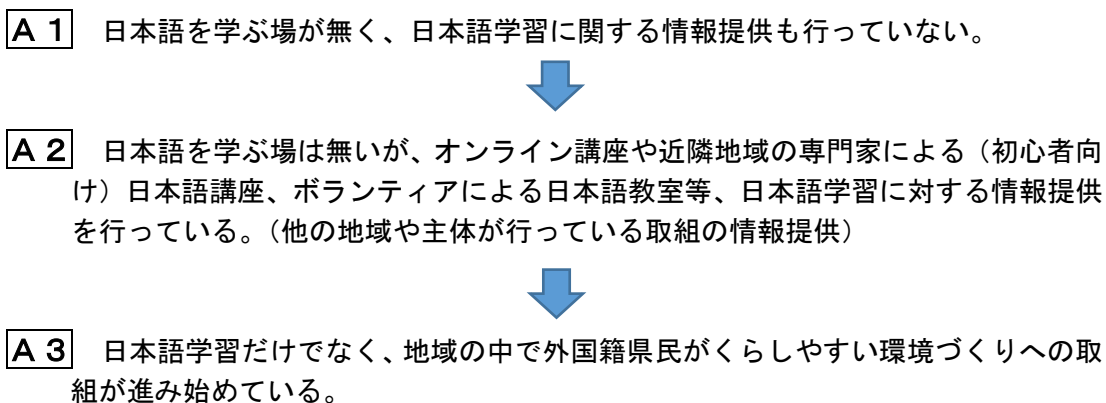
また、地域の実情に応じた対応が必要であり、全ての市町村にとってEが最終形とは限らない。

●・・・リーダー的人材



将来的には、5ページの「E」に進展することが理想的ではあるが、県内の「A」の市町村の中には、外国籍県民等の増加等により「日本語教育を実施する必要性に迫られている地域」がある一方で、外国籍県民等の比率が低い等により「日本語教育を実施する必要性が低いと考えている地域」も多く存在している。

そこで、後者の市町村の取組として、次の「A1」「A2」「A3」のとおり進展段階を整理した。



上記の進展段階に向けて取組を実施するためには、すでに取組を行っている他地域の実施状況等を参考に、その地域の実情に応じて検討することが有効である。

また、「A3」まで進展した市町村が、単独の市町村で専門家による（初心者向け）日本語講座やボランティアによる日本語教室を展開するなどの取組が困難な場合は、近隣の複数市町村による連携事業等も検討していく必要がある。

(2) 「施策の方向性」に関する今後の留意点

令和2年3月に取りまとめた「施策の方向性」では、外国籍県民等と共に生きる、多文化共生の地域社会づくりの一環として、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境の整備を行うため、県内の地域における日本語教育の体制づくりの推進に向け、令和2年度から概ね5年間、次の4つの方向性で取り組んでいくこととしている。

- ア 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備
- イ 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり
- ウ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進
- エ 多文化理解の推進

専門委員会では、かながわの地域日本語教育を進めていくに当たり、これらの方向性に関連する事項について、国の基本方針等も踏まえ、今後の留意点の具体的な検討を行った。

ア 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備

国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、県に期待されている役割を踏まえ、各市町村や地域の実情に応じたコーディネーターや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。

(7) コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進

～「施策の方向性」より～

県の地域日本語教育に関わる事業全体の統括を行うコーディネーター及び県域や各地域のニーズや実情に応じたプログラムの企画・調整等を行う地域日本語教育のコーディネーターを配置し、県内の地域日本語教育を推進する。

- ・ 各地域において、日本語を学習する機会の提供や、日本語を教える人材の確保、外国籍県民等の日本語学習の動機付けを図ることが肝要である。
- ・ 県が設置している総括コーディネーターは、県全域の地域日本語教育の状況把握や、県の地域日本語教育に関わる事業全体の総括の役割があり、地域コーディネーターは、地域のニーズや実情に応じたプログラムの企画・調整や、関係機関等のネットワークづくりに対する支援等を行う役割がある。
- ・ 各地域において、より効果的に事業を進めていくためには、市町村においても独自に設置する実務的なコーディネーターが必要である。実務的なコーディネーターの役割としては、日本語教育に関するネットワークづくりだけでなく、子育て・福祉・防災など、生活課題とのつなぎを行う役割も求められる。
- ・ 生活者のライフサイクル全体を通して日本語に係ることが生じるため、地域日本語教育のターゲットを絞ることはせず、日本語を学びたい意欲のある人を受け入れられるようにする必要がある。

(イ) 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換できる会議等の実施

～「施策の方向性」より～

市町村、市町村国際交流協会、関係機関等が参加する地域日本語教育に関する会議等を開催し、先進事例、外国籍県民等の生活状況や日本語ニーズの把握方法、新しい取組や工夫等（日本語教室のない地域におけるICT教材の活用や日本語講座の立ち上げ支援等）を共有し、各地域の実情に応じた取組を促進する。

- ・ 地域によって状況が異なるため、まず、地域の実態を把握する必要がある。
- ・ 実態把握を進める際には、市町村の日本語教育を所管する部署だけでなく、子育てや保育園等の窓口での対応から外国人のグループやコミュニティが見えてくることもあるため、各部署との連携が必要である。
- ・ 国内の日本語学習は、日々の暮らしの中にある日本語環境を活かしきれていない。日本語学習を社会に開いていって、学習者が社会との接点を持てるようにデザインしていくことが必要である。
- ・ 情報共有や意見交換だけではなく、市町村が日本語教育を実施するためには、市町村への継続的な財政的支援が必要である。

(ウ) 専門家による日本語講座開催の促進

～「施策の方向性」より～

将来的に市町村でも実施可能となるような、体系的な初期段階の日本語指導、生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座（モデル事業）を実施する。

- ・ 地域における日本語教育のめざすレベルについて、国の基本方針では「自立した言語使用者」としており、具体的にはCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）のB1レベルが、これに相当する。
- ・ 地域における日本語教育に求められる学習時間数については、国における検討を注視するとともに、日本語学校や大学での日本語学習者の実績も参考にする必要がある。
- ・ 専門家による日本語講座と、ボランティアによる日本語教室の取組は、並行して行う必要があり、連携した仕組みづくりが重要。ボランティアによる日本語教室では、「やさしい日本語」などによる対話と交流を通じて相互理解を図ることが共生の地域づくりにつながる。
- ・ 生活上困らない日本語を身に付けることが重要であるため、座学としての学びだけで

なく、地域の中で使うことも意識することが必要。Can Do（何ができるか）を念頭に置いて進めるとよい。

- ・ 日本語で話せたら便利であり、安心できることを伝えていくことも必要。共に住む仲間として、共通の言葉である日本語が必要であることを伝えながら一緒に学んでいくことが大事。
- ・ 日本語学習において、文法を学ぶことに注目されがちだが、社会生活を送る上では、語彙を増やしていくことが重要である。そういう視点で日本語学習のあり方を考えることが必要。
- ・ 言語だけ単体で学んでも、地域生活で使えないと意味がない。そこで日本語と保健福祉、日本語と就労など、かけ合わせの講座を比較的早い段階から実施することも必要。
- ・ 生活に関わるテーマを扱うモジュール型の講座を開催するのも有効。

イ 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

(7) 市町村の日本語教育を担当する人材の育成

～「施策の方向性」より～

市町村・市町村国際交流協会職員を対象に、「外国籍県民等の生活状況やニーズの把握」「市町村による日本語講座の運営企画」「日本語ボランティア教室の支援」等をテーマに研修を開催し、外国籍県民等が抱えている課題を解決し、社会参加を支援するような日本語教育の実施や、「相互理解の場としての日本語教育ボランティア教室」の継続・発展のための支援につなげる。

- ・ 元々日本語関係の教室がないなど、日本語教育に関与していない市町村もあるため、市町村によって差が大きいということを認識し、理解を示してもらえるような支援が必要。
- ・ ボランティアによる日本語教室がこれまでの実績を生かして、引き続き地域に貢献していけるよう、ボランティア人材の育成なども行政がサポートしていく必要がある。
- ・ 「日本語を教える」という意識が強くなりがちだが、「学びを支援する」視点が重要。
- ・ ボランティアの養成・育成研修を設計する担当者のトレーニングや情報交換が重要。

(4) 日本語ボランティア教室のリーダー的人材の育成、県域でのネットワークづくり

～「施策の方向性」より～

地域における日本語教室の実践者（リーダー的人材）を対象に、「外国籍県民等の学習ニーズの把握」「日本語講座・教室の運営企画」「市町村・日本語ボランティア教室・関係機関との連携」等を考慮して、日本語教室を実践できる人材の研修を実施し、教室間・地域間のネットワークづくりの支援に努める。

- ・ 地域における日本語教室の実践者（リーダー的人材）が、企業や大学等、多様な主体と連携ができるよう、それぞれの主体に窓口となるような人がいるとよい。
- ・ 認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを目指した厚生労働省の取組である「キャラバン・メイト」等の育成の仕組みなど参考に、「やさしい日本語」について住民同士が学び合うような取組があるとよい。

ウ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

(7) 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実

～「施策の方向性」より～

多言語で外国籍県民等を日本語学習の場につなぐマッチングを行うとともに、外国人コミュニティとも連携し、SNS等の活用も含め、多言語での広報の充実に努める。

また、多言語支援センターかながわや外国籍県民相談窓口、市町村窓口等との連携を図り、日本語学習機会の提供と多言語生活情報の提供を組み合わせた相乗効果を図れるようなサポートを目指す。

- ・ 日本語教育がテーマではあるが、実際にはコミュニティづくりが重要であり、ネット

ワーク等を作りながら支援を充実していくことが必要。

- ・ ボランティアによる日本語教室をはじめ、外国籍県民と一緒に取り組めるような接点を作ることが重要である。

(イ) 情報の収集と提供・相談対応・学習支援

～「施策の方向性」より～

外国籍県民等に対し、日本語教室や日本語学校などの多様な学習の場の選択肢、ICT教材を含む学習方法のリソース等をインターネット、電話等により、必要に応じて多言語で情報提供を行う。

また、市町村、市町村国際交流協会、日本語ボランティア、これから活動したい県民に対し、日本語教室の活動に必要な情報をまとめ、インターネット等で提供するとともに、学習支援方法等の相談を行う。

- ・ 新型コロナウイルスの影響で、オンライン化が求められている。オンラインの方が、子育て中の外国人、教室が遠い人等が参加しやすく、その結果出席率が上がる等のメリットもある。対面だけではない関わり方が今後、重要になってくるため、学習支援の方法として、ICTを活用したモデル事業等を検討していくことが必要。
- ・ オンライン学習はモチベーション維持が難しいという側面もあるため、継続していくための学習支援の工夫、地域の人とのつながりやサポートも必要。
- ・ 学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する一元的な情報提供や相談対応が必要。
- ・ 日本語学習支援者（ボランティア）の養成研修等に関して、質の高い研修資料や動画をアーカイブし、研修の効率化やボランティアの学習意欲を高めることや、研修講師をリスト化し、共有することで、地域内の様々な研修のレベルの向上を目的とするような取組も必要。

エ 多文化理解の推進

～「施策の方向性」より～

多文化共生の地域社会づくりを進めるため、県民が、外国人材の受入れ政策及び外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーション方法を学ぶ機会等を提供する。

- ・ 多文化理解の推進については、若年層が参加できるような多くの場の提供が必要。例えば、近隣都県の外国人関連部署が連携して、高校生や大学生によるコンペを開催するなど、若年層が参加できるような取組もできればよい。
- ・ 外国籍県民や支援者だけでなく、一般県民の理解やサポートが非常に重要である。また、一般県民が「やさしい日本語」を認識・理解することも重要であり、お互いに「やさしい日本語」を通じてコミュニケーションを図る必要がある。

(3) 「施策の方向性」を踏まえた今後の事業展開

県では、これまでも日本語教育に関連し、様々な取組を進めているところであるが、専門委員会では、(2)で整理した「施策の方向性」に関する今後の留意点を踏まえ、令和3年度以降の具体的な事業展開について検討を行った。

ア 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備

(7) 総合調整会議

- ・ 多文化共生の地域社会づくりの一環として地域日本語教育を推進していくため、専門家等へ日本語教育に関する施策や実施状況の報告等を行い、指導・助言の聴取や協議を行いながら進める必要がある。
- ・ 現在は、「かながわ国際政策推進懇話会」がその役割を担っているが、関係機関等との連携を強化し、地域の状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策を継続実施するには、将来的に地域日本語教育に関する専門家や関係者等による会議体の設置が望ましい。

(4) 市町村等連絡調整会議

- ・ 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換ができ、外国籍県民等の生活状況やニーズ等を共有する場であるとともに、先進事例や新しい取組等の情報を得る機会となっている。県内の地域日本語教育に係る取組の底上げが期待できるため、継続していく必要がある。
- ・ 日本語教育空白地域がある市町村や、日本語教育の取組に積極的でない市町村・地域に対して、日本語教育の意味やメリット等をしっかりと共有し、市町村における日本語教育に関する理解や協力を促進する必要がある。

(ウ) コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進

- ・ 県の地域日本語教育に関わる事業全体の総括を行うコーディネーター及び地域のニーズ、実情に応じたプログラムの企画、調整等を行う地域日本語教育のコーディネーターを継続的に配置することで、県内の地域日本語教育の総合的な体制づくりを効率的かつ効果的に進める必要がある。
- ・ コーディネーターは、市町村をはじめとする多様な主体との連携についても、検討を進める必要がある。

(エ) 日本語教育に対する実態把握・ニーズ調査（市町村支援）

- ・ 市町村における実態把握・ニーズ調査の支援は、日本語教育事業の必要性やその地域の実情に応じた事業の検討をするために有用であり、県内の地域日本語教育の早期の進展につながるため、今後も継続して支援していく必要がある。

(オ) 市町村への財政的支援

- ・ 市町村が日本語教育を実施するためには、国の制度等の活用も含めて、市町村への財政的な支援を継続する必要がある。

(カ) 専門家による日本語講座開催の促進

a 専門家による初心者向け日本語講座（県実施）

- ・ 県がモデル事業として日本語初心者である外国籍県民等を対象に、短期集中型で体系的な初心者向けの日本語指導・生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座を実施し、課題や有効性を把握することで、将来的に市町村で実施する際にその結果を生かし、教室運営ができるようにしていく必要がある。

b 専門家による日本語講座の開設・運営改善等（市町村支援）

- ・ 日本語を学習したい外国籍県民等を対象とした、地域の実情に応じた市町村主催型講座の開設・運営改善等に対し、講座の「企画、カリキュラム作成」、「実施運営」等を支援することで、地域日本語教育の早期の進展を図る必要がある。

イ 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

(7) 市町村の日本語教育を担当する人材の育成

- ・ 市町村等の日本語教育担当者を対象とした研修を行うことで、外国籍県民等の社会参加を支援できるような地域日本語教育の実施や、「相互理解の場としてのボランティアによる日本語教室」の継続・発展のための支援につなげる必要がある。

(4) 日本語学習支援に関する研修

- ・ ボランティアによる日本語教室の実践者（リーダー的人材）等を対象とした研修を通じて、教室間、地域間のネットワークづくりを支援し、ボランティアによる日本語教室をより良い形で継続、発展させるとともに、複数地域での開催や、企業、大学等との連携も考慮した研修についても検討する必要がある。

(9) 日本語学習支援者（ボランティア）の養成・研修（市町村支援）

- ・ 市町村・市町村国際交流協会が実施する日本語学習支援者（ボランティア）養成や実践者研修等に対し、プログラム提供・講師派遣等を行い、市町村が自立して講座を継続的に実施できるように支援する必要がある。

(E) 日本語学習支援者へのサポート

- ・ 地域のボランティアによる日本語教室が安定的に運営できるように、県、（公財）かながわ国際交流財団、市町村のそれぞれの役割を踏まえて、日本語学習支援者からの相談対応やボランティアによる日本語教室への支援等によるサポートを行う必要がある。
- ・ ボランティアの日本語学習支援者が本来の活動を続けるためにも、行政や専門家、企業等がそれぞれの役割を果たして連携する必要がある。

ウ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

(7) 情報提供・相談対応

- ・ 外国籍県民等や日本語学習支援者等を対象に、電話や来所による日本語学習に係る事業の情報提供やボランティアによる日本語教室の運営に関する一元的な相談対応を行うほか、外国人コミュニティやボランティアによる日本語教室等を対象とした、アウトリーチによる日本語学習相談も継続して行う必要がある。

(4) 日本語教材やボランティアによる日本語教室情報等の発信

- ・ 外国籍県民や日本語学習支援者等を対象に、県内のボランティアによる日本語教室、ICT教材を含む日本語学習教材情報等について、SNSや発行物等を通じた発信を充実する必要がある。

(9) 地域日本語教育に関するフォーラム

- ・ 地域日本語教育に関するフォーラムを行うことで、県民に地域日本語教育の基本的な理解や関心を持ってもらう必要がある。
- ・ 日本語教育の取組の裾野を広げるための工夫を検討する必要がある。

エ 多文化理解の推進

- ・ 多文化共生の地域社会づくりの一環として、県民が外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーション方法を学ぶ機会としてフォーラム等を開催する必要がある。
- ・ 「やさしい日本語」について、県民一人ひとりが認識・理解を深めることが重要である。
- ・ 若年層を含め幅広い世代の方の参加を促し、全県展開を図るため、オンラインの活用も検討する必要がある。

2 地域日本語教育が連携を図る関連分野

教育分野や労働分野等の有識者にヒアリングを行い、地域日本語教育が連携を図っていく関連分野との関係で、今後検討すべき事項を専門委員会として整理した。ここで整理した内容を踏まえ、今後の事業構築について検討を進めていく必要がある。また、今後の事業構築にあたっては、行政の様々な部局が連携していくことが重要である。さらに、地域日本語教育に関するネットワークが、外国籍県民をとりまく様々な課題に対するセーフティーネットの一助となることも期待される。

(1) 教育分野との連携

ア 現状

(7) 小・中学校における支援

- ・ 県内の公立小・中学校においては、日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒が多数在籍する学校に「国際教室」を設置し、特別の教育課程により日本語指導や個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みごと相談等を行っており、在籍人数に応じて教員の加配も行っている。
- ・ 県では、国際教室担当者の連絡協議会や、県内で外国につながる子どもたち（※）の支援を行っているNPO等との連携、市町村が実施する公立学校における取組に対して補助金を交付するなど支援を行っている。
- ・ 県教育委員会では、令和2年7月に改訂した「外国につながるの児童・生徒への指導・支援の手引き」(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/cnt/f420361/>)に、異文化理解・多文化共生についてや就学・受入れについての内容を盛り込み、各市町村教育委員会の取組を支援している。

※ 外国につながる子どもたち…「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒のことを表している。

(イ) 県立学校における支援

- ・ 県立高校においては、在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多数在籍する学校の22校を対象に、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、多文化教育コーディネーターを派遣し、日本語学習の支援や職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援が得られるようコーディネートを行っている。
- ・ 令和2年度からは、横浜北東・川崎地域の県立高校の生徒を対象として、地区内のモデル校4校に日本語指導員を配置し、外国につながるの児童・生徒への日本語指導を中心とした支援を行うとともに、NPO等と連携して、週末に地域日本語・学習支援を行っている。また、横浜北東・川崎地域の県立高校の入学予定者を対象に、入学前に高校生活や日本語を学習するプレスクール等による支援の充実を図ってい

る。

- ・ 県立学校においては、日本語を母語としない児童・生徒等が学校生活を円滑に送ることができるよう、保護者との面談において通訳を派遣するなど、必要な支援を行っている。

イ 主な指摘事項

(7) 学校での支援に関する視点

(ここでは小・中・高と分けずに教育課程における一般論として)

- ・ 学校で勉強するための日本語は、教科教育と並行して進めていく必要がある。担任の教員と国際教室の教員が情報交換して、教科学習の中でどのように日本語学習を組み込んでいくか、日本語学習の中に教科のポイントを組み込んでいくかなど、相談しながら進める必要がある。
- ・ 日本語ができない子どもを担当した経験のある教員が多くなく、地域によっても状況が異なるため、経験のある教員を配置するための支援が重要である。(研修サポート、人員増等)
- ・ 校内研修の一環として、外国につながる子どもや日本語教育に経験のある教員がリーダーになって、チームによる研修を作っていくことで、具体的な教員の悩みや、困りごとに軸を置いた、より実践的な内容で展開でき、教員同士で学び合うことができる。
- ・ 子どもの日本語教育を専門に勉強した若い人たちが、学校に採用され、日本語指導やコーディネーター的な役割も担えるような配置が必要である。そのためにも、非常勤よりは専門職とするなど、安定した責任あるポジションと認められることやモチベーションを維持できるような処遇が望まれる。

(イ) 未就学児（幼児）への支援等に関する視点

- ・ 幼児教育段階においては、言語を音声言語として教えるのではなく、子どもの認知的発達段階に沿って、言葉というものの全般に留意した支援が必要であるため、子どもと身近に接している保育園の保育士等へのサポートも重要である。
- ・ 母語の教育を差し置いてまで日本語教育をする必要があるのか考える必要がある。子どものアイデンティティを支えるために、親ときちんと母語でのコミュニケーションが取れているかということにも配慮して日本語教育をする必要がある。
- ・ 養育者（親等）へ子どもの言葉の発達に関する知識を提供したり、子どもの言葉について考えてもらうことが就学前教育の段階では大事である。また、外国につながる子どもの親が接することの多い保健師や医師、看護師に対しても、子どもの言葉と発達の関係を理解してもらう必要がある。
- ・ 子どもの発達を見るときには、日本語の力だけでなく、母語の力や言語を介在しない認知の力なども含めて支援していく必要がある。
- ・ 乳幼児期からのライフステージごとに外国人特有の課題を洗い出し、支援主体が連携する必要がある。1歳半検診で悉皆調査を実施しても、「外国人」かどうかの確認欄がないため、外国人に発達の問題があるかどうかを可視化できない。各調査で外国にルーツがあるかどうかを確認し、外国人特有の課題のエビデンスを蓄積し、施策につなげていくことが重要である。
- ・ 子どもの今だけを見て考えるのではなく、これまでのプロセスや将来のことを考えた上で、今必要な支援を考える必要がある。
- ・ 母語教育との関係では、外国人学校や外国人コミュニティとの連携も視野に入れていく必要がある。
- ・ かつて文部科学省が行っていた「虹の架け橋教室」事業のように、外国人の子どもたちが学校に通わなくても代替的に学べる仕組みがあるとよい。

(ウ) 多様な主体との連携に関する視点

- ・ まず日本語を覚えて、それから行動に移すということではなく、日本語ができるようになる前から共に学び、共に生活していけるような仕組みを学校や地域で作っていく必要がある。また、日本語を使いながら学ぶことができるような視点も重要。
- ・ 児童・生徒が通う学校内に日本語指導を担える教員がいることが理想だが、学校内でフォローしきれない場合は、外部からコーディネーターの派遣等を行うなど、地域やNPOなどと連携してサポートしていくような体制が必要である。
- ・ 地域の日本語支援・学習支援の場は、学校や家庭では補いきれない宿題や受験勉強の支援を行う欠かせない存在であり、かつ、学校でも家でもないサードプレイスとして子どもたちの大切な居場所になっている。また、DVや貧困、不就学等につながる課題の早期発見の場にもなり得るため、地域の日本語支援、学習支援の場と学校、役所、医療等専門機関などのネットワークづくりも必要である。
- ・ 大学が小・中学校等と連携して日本語教育を進めている事例もあるが、個人的なつながりによる関係性だけでなく広く連携が進むことも期待される。
- ・ 大学、専門学校、日本語学校に呼び掛けて、留学生等に小・中学校等での授業の通訳をしてもらう等の連携を図っていく必要がある。
- ・ 外国につながる子どもたちの保護者が学校の活動に参加したり、外国につながる子どもたち自身がより良いサポートを提案したり、後輩たちをサポートして自分の経験をフィードバックするなど、外国につながる人たちが、当事者として課題に向き合える雰囲気づくりを行っていく必要がある。

(2) 労働分野との連携

ア 現状

- ・ 令和元年6月に法が施行され、第6条に事業主の責務が規定されたが、日本語教育に対する意識について、事業者の間で格差があり、雇用する外国人に対する対応が異なっている。
- ・ 県の取組については、県内商工会議所等の各団体を通じた法の内容の周知や、外国人を受け入れている企業の一部へのヒアリングに留まっている。

イ 主な指摘事項

(7) 事業者に関する視点

a 事業者における日本語教育の現状やその役割

- ・ 利益を上げることが企業活動の目標であるが、必ずしも雇用する外国人に日本語を覚えてもらうことが利益に直結するとは限らない。そのため、いかに企業に日本語教育に対してインセンティブを持ってもらえるかが大きな問題である。一方で、企業は外国人を雇用していることで利益を出している面もあり、行政が企業に支援すれば良いということでもない。どこまで企業が社会的な役割を果たせるかが、大きな課題である。
- ・ ボランティアによる日本語教室が技能実習生を受け入れることで、本来のメインターゲットである地域にくらす外国人の受入れに影響をきたしているという事例もある。地域の日本語教育は、地域住民へのサービスとして営まれているものであり、技能実習生の受入れに当たっては監理団体においても日本語教育を行う責任があるが、企業側が利用する場合には、応分の費用の負担を求める必要がある。
- ・ 外国人労働者に日本語を勉強してもらうことを投資と考え、生産力向上につなげようとする企業がある一方、日本語教育をコストと捉え節約しようとする企業もある。放っておくと二極化してしまうので、全体の底上げをしていくために

いかに制度的なインセンティブを与えるか、知恵を出す必要がある。

b 事業者への働きかけ

- ・ 企業は経済合理的に行動するものなので、外国人の被用者に対して日本語教育をすることにより、どのようなメリットがあるか具体例や数値等で企業に提示していくことも重要である。
- ・ 外国人労働者に日本語を学んでもらうことで、外国人が活躍できるようになった、コミュニケーションが良くなった、一致団結できるようになったという好事例を発信していくことで、企業の意識を変えていくことも必要である。
- ・ 外国人自身が事業主であるケースにも留意する必要がある。

c 事業者と多様な主体との連携

- ・ 企業は日本語教育に関する専門性を持っているわけではない。また、日本語は語学としての日本語だけではなく、生きていく手段という側面も併せ持つ。そのため、企業内教育だけで完結するのではなく、企業が取り組みやすいように専門家など外部との連携を、行政がサポートしていく必要がある。
- ・ 日本語教育に関して企業に役割を求めていくことは重要であるが、すぐに企業が取組を始めるのは難しい面もあるため、地域のボランティアによる日本語教室とも連携しながら、時間をかけて徐々にでも進めていく必要がある。
- ・ 多様な人々が働きやすい環境をつくるため、企業が「やさしい日本語」によるコミュニケーションを取り入れていく必要がある。コストがかからず、すぐにできる取組である。
- ・ 商工会議所や商工会等、地域の団体やその地で長く事業を営んでいる経営者等に日本語教育の意義を理解していただくことが重要である。また、率先して取り組む企業等を評価することも必要である。
- ・ 日本語ボランティアの方たちが、企業取組の中で活躍する仕組み等も検討してみる必要がある。
- ・ ハローワークの求人等で、外国人に対し日本語教育を積極的に行っている企業を紹介するような仕組みができ、そういった企業に人材や投資が集まるような流れができるとうい。

(1) 労働者に関する視点

- ・ 労働者側(学ぶ側)も、意欲のある人とない人がいる。例えば、正社員は長期的な視点で職位の向上に必要な技能として学習意欲を持つかもしれないが、非正規雇用の方々は、短期的な視点で考えざるを得ず、仕事を通じた日本語学習には意欲を持ちにくいという面もある。
- ・ 日本語を学ぶ意欲の低い外国人労働者に対しては、日本語教育というものの範囲を少し広げて、単に言語を学ぶだけでなく、例えば、子育て、育児、労働など多岐に渡る相談や傾聴の場など、様々な生活課題とつながる双方向的な取組にしてモチベーションを高めていく必要がある。
- ・ 外国人労働者には、生活者としての側面もあるため、日本語教育に関しどこまでが企業の役割で、どこまでが地域の役割とするのか難しい。一つの考え方として労働目的の在留資格なのか、身分による在留資格なのかを目安にするという方法もある。

(3) その他の分野

かながわの地域日本語教育においては、前述の教育分野や労働分野だけではなく、多様な分野との連携について検討する必要があることから、ICTの活用等や多様な主体との連携について、次のとおり整理した。

ア ICTの活用等

(7) ICTを活用した事業展開に関する視点

- ・ ボランティアによる日本語教室のオンライン化やICTを活用した学習教材（動画、学習サイト等）、民間のマッチングアプリや翻訳アプリの活用等により、時間、場所を選ばない日本語学習方法の展開や日本語学習支援者側のモチベーション維持につなげるなど、ICTを活用した事業展開に留意する必要がある。
- ・ 学習者個人が自分の学習をマネジメントできる仕組み等、学習者側のモチベーションを維持するためにICTを活用するという視点も重要である。

(イ) オンライン講座の普及に関する視点

- ・ 県内市町村には、対面の日本語講座を開いても学習者が遠くて通えない場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での日本語講座が開催できない場合があるため、県がモデル事業としてオンラインによる初心者向け日本語講座を実施するなど、市町村に対してオンライン講座のノウハウを提供することで、オンライン講座の県内への普及が期待できる。
- ・ ボランティアによる日本語教室の中には、オンラインを活用したいが「オンライン」という言葉から難しさを感じ、活用に至っていない教室もあると考えられるため、まずは、オンラインの活用方法に関する研修会を実施するなど、オンラインへのハードルを下げる取組が必要である。
- ・ オンライン講座の実施方法等について、相談を受けられるような相談機関が必要である。
- ・ Wi-Fiが使える環境の整備が急がれる。

(ウ) 日本語学習者・支援者に関する視点

- ・ 日本語学習者への学習の場として、仕事の都合等、様々な理由により学習の継続が困難になった場合でもオンラインで空き時間に学習を継続することができたり、地域にボランティアによる日本語教室がない場合でもオンラインで学習したりできる場の提供が必要である。
- ・ 日本語学習支援者が教室という場所にとらわれず、オンラインで日本語を学びたい外国人とつながって活動することや、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での活動の場がなくなった場合等でもオンラインで活動の場を維持することが必要である。また、活動の場を維持することで、外国人、日本人共に「つながること」の安心を得ることができ、双方のモチベーションの維持にもつながる。

イ 多様な主体との連携

- ・ 日本語学校や大学、企業等と連携することで、外国籍県民等への支援の幅が広がることが期待されるため、多様な主体と連携した事業展開に留意する必要がある。
- ・ 例えば、日本語学校については、体系的な日本語講座の実施、企業やボランティアによる日本語教室への講師派遣、大学については、ボランティアによる日本語教室への学生ボランティアの派遣、地域日本語教育を推進するための研究、日本語教師等の養成、企業については、企業内での日本語教育の実施など、連携による事業展開が期待できる。

3 かながわ国際政策推進懇話会専門委員会(地域日本語教育)の概要

(1) 委員名簿

会長 柏崎 千佳子 慶應義塾大学経済学部教授

委員 神吉 宇一 武蔵野大学グローバル学部准教授

委員 高梨 剛 伊勢原市市民生活部参事(兼)市民協働課長

委員 中 和子 ユッカの会代表

(2) 協議内容

開催日程	協議内容
令和2年6月24日(水)	1 国の基本方針(案)を踏まえたかながわ国際施策推進指針の改定 2 日本語教育事業の今後の方向性について
令和2年9月15日(火)	1 専門委員会(地域日本語教育)に係る今後の進め方について 2 地域日本語教育の今後の展望について 3 令和3年度に向けた取組について
令和3年1月22日(金)	かながわ国際政策推進懇話会専門委員会(地域日本語教育)報告書(案)について

かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）設置要綱

（設置目的）

第1条 外国籍県民等の日本語教育環境を強化し、県内の地域における日本語教育の総合的な体制づくりを図るため、日本語教育の有識者等の意見を聴取し、かながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）での意見聴取、協議に反映させることを目的とし、かながわ国際政策推進懇話会設置要綱第7条に基づき「かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1）かながわの地域日本語教育の施策の推進に関すること。
- （2）かながわ国際施策推進指針のうち、地域日本語教育に関すること。
- （3）その他、かながわの地域日本語教育に関すること。

（委員）

第3条 専門委員会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- （1）懇話会における学識経験を有する者
- （2）懇話会における市町村の代表者
- （3）（1）以外の学識経験を有する者
- （4）関係団体の代表者

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 専門委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、専門員委員会を代表する。

（意見の聴取）

第5条 専門委員会において、必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第6条 専門委員会の事務局は、神奈川県国際文化観光局国際課に置く。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営、その他専門委員会に関し必要事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

4 参考資料

資料 1 県内の外国籍県民数

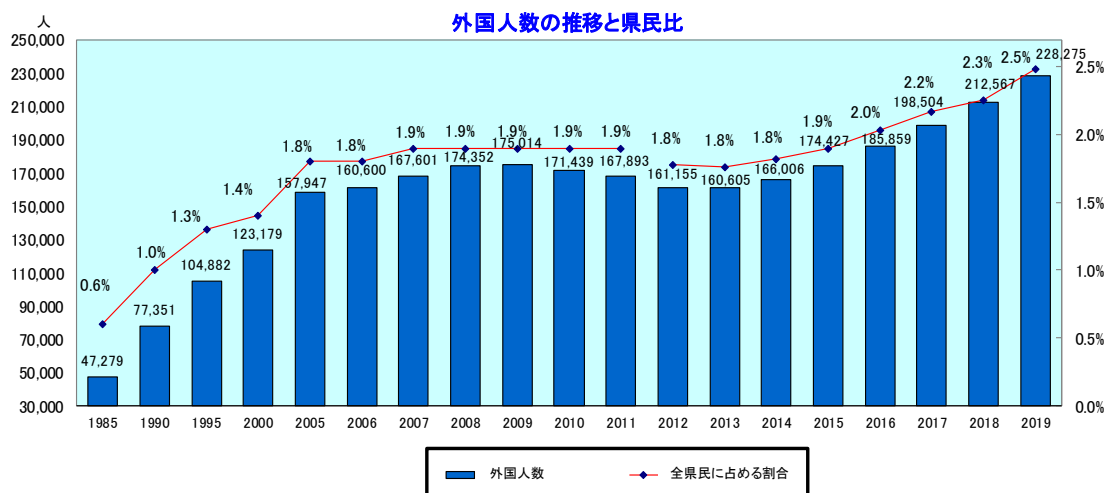
○外国人数の推移

年度	1985	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
県合計(人)	47,279	77,351	104,882	123,179	157,947	160,600	167,601	174,352	175,014	171,439	167,893	161,155	160,605	166,006	174,427	185,859	198,504	212,567	228,275
増減数(人)(※1)		30,072	27,531	18,297	34,768	2,653	7,001	6,751	662	-3,575	-3,546		-550	5,401	8,421	11,432	12,645	14,063	15,708
増減率(%)※2)		63.6	35.6	17.4	28.2	1.7	4.4	4.0	0.4	-2.0	-2.1		-0.3	3.4	5.1	6.6	6.8	7.1	7.4

県合計(人) 欄下段は1985年度を100とした時の指数

(※1)(※2) 1985～2005年度は5年ごとの増減数および増減率、2005年度以降は前年度と比較した増減数及び増減率

(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)



・2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数
(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

○外国人数の国・地域数の推移

年度	1985	1990	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
県合計	100	119	153	154	166	165	166	161	163	164	161	158	160	164	168	172	173	174	173
増減数		19	34	1	4	-1	1	-5	2	1	-3		2	4	4	4	1	1	-1

・1985～2005年度は5年ごとの増減数、2005年度以降は前年度と比較した増減数
(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

○外国人数上位5位国・地域 人数の推移

年度	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
1位	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国
登録者数(人)	30,337	33,443	32,960	33,453	40,711	56,689	56,096	55,259	52,518	54,520	57,103	60,934	65,065	68,912	73,136
構成比(%)	64.2	43.2	31.4	27.2	25.8	33.1	33.4	34.3	32.7	32.8	32.7	32.8	32.8	32.4	32.0
2位	中国	中国	中国	中国	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国	韓国	韓国
登録者数(人)	7,230	13,806	20,175	27,389	34,205	33,414	32,372	30,660	29,854	29,355	29,165	27,192	27,578	27,781	27,964
構成比(%)	15.3	17.8	19.2	22.2	21.7	19.5	19.3	19.0	18.6	17.7	16.7	14.6	13.9	13.1	12.3
3位	米国	ブラジル	ブラジル	ブラジル	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	ベトナム
登録者数(人)	2,943	8,143	14,471	12,565	17,643	18,249	18,426	17,696	17,911	18,482	19,053	20,008	20,980	22,192	24,269
構成比(%)	6.2	10.5	13.8	10.2	11.2	10.6	11.0	11.0	11.2	11.1	10.9	10.8	10.6	10.4	10.6
4位	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	フィリピン
登録者数(人)	968	4,040	7,648	12,040	14,630	11,410	10,257	9,002	8,304	8,532	10,852	13,496	16,153	19,801	23,076
構成比(%)	2.0	5.2	7.3	9.8	9.3	6.7	6.1	5.6	5.2	5.1	6.2	7.3	8.1	9.3	10.1
5位	英国	米国	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ベトナム	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
登録者数(人)	710	4,035	6,110	6,920	8,842	7,823	7,459	6,762	7,124	7,864	7,699	7,958	8,224	8,478	8,866
構成比(%)	1.5	5.2	5.8	5.6	5.6	4.6	4.4	4.2	4.4	4.7	4.4	4.3	4.1	4.0	3.9

・2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数
(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

・2012年度以前は「中国」に台湾含む(2013年度「台湾」3,149人)

・2015年度以前は「韓国・朝鮮」として一括集計。2016年度から分離集計(2016年度「朝鮮」1,755人)

県国際課調べ

市(区)町村別主要国・地域別外国人数(2020(令和2年)年1月1日現在)

国・地域数173

	全合計	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	インド	ペルー	米国	台湾	タイ	インドネシア	スリランカ	その他160
県合計	228,275	73,136	27,964	24,269	23,076	8,866	7,344	6,298	6,225	5,777	5,626	4,512	3,806	3,644	27,732
横浜市	104,033	41,700	12,901	8,595	8,410	2,714	4,148	3,192	1,240	2,697	2,872	1,719	1,416	991	11,438
鶴見区	13,820	5,154	1,480	1,260	1,338	1,253	795	311	400	120	244	124	133	58	1,150
神奈川区	7,470	3,011	1,002	528	515	82	744	110	29	187	209	92	91	79	791
西区	5,255	1,970	668	415	246	28	639	86	21	199	144	70	48	95	626
中区	17,310	9,669	2,070	497	765	106	320	326	48	687	758	335	79	102	1,548
南区	10,856	5,650	1,438	700	1,115	36	251	119	49	141	325	215	62	77	678
港南区	2,760	1,040	493	276	315	39	53	33	16	68	67	64	36	7	253
保土ヶ谷区	5,824	2,317	656	449	457	52	398	296	18	98	147	94	92	85	665
旭区	3,164	973	410	353	342	35	156	28	16	66	64	91	131	42	457
磯子区	5,059	2,565	521	342	427	210	126	146	73	99	116	67	22	23	322
金沢区	3,054	729	371	393	265	165	82	55	295	106	59	78	66	23	367
港北区	7,075	2,008	1,223	495	668	118	295	135	26	293	240	106	100	181	1,187
緑区	4,256	1,088	327	314	429	149	39	1,048	43	56	63	80	147	27	446
青葉区	4,522	1,270	683	356	251	75	51	231	43	243	109	75	167	32	936
都筑区	3,643	659	536	423	399	128	26	170	29	113	140	53	50	68	849
戸塚区	4,348	1,871	528	462	324	129	78	83	50	107	76	61	102	28	449
栄区	1,158	359	182	150	121	17	23	10	11	48	44	34	9	10	140
泉区	2,529	849	142	767	181	52	16	4	29	38	31	48	34	16	322
瀬谷区	1,930	518	171	415	252	40	56	1	44	28	36	32	47	38	252
川崎市	45,677	16,438	7,693	4,127	4,655	862	1,502	1,362	465	1,068	1,217	688	613	248	4,739
川崎区	16,847	6,363	3,204	1,946	1,840	518	467	599	286	94	271	242	145	51	821
幸区	5,661	2,395	871	446	537	37	270	201	80	81	144	76	49	15	459
中原区	6,147	2,100	1,069	337	482	63	333	152	26	238	294	101	66	40	846
高津区	5,272	1,565	820	477	683	55	189	134	27	219	186	80	95	32	710
宮前区	3,788	1,050	609	335	452	72	41	89	17	147	112	79	120	30	635
多摩区	5,019	1,851	686	424	507	67	180	93	10	164	121	58	60	59	739
麻生区	2,943	1,114	434	162	154	50	22	94	19	125	89	52	78	21	529
相模原市	15,811	4,434	1,699	2,132	2,036	376	426	736	296	337	314	332	297	113	2,283
横須賀市	5,958	773	762	551	1,612	214	234	32	291	449	167	104	150	18	601
平塚市	5,237	993	403	585	819	656	74	25	180	75	72	98	112	18	1,127
鎌倉市	1,510	259	292	70	88	29	38	17	5	158	61	48	43	13	389
藤沢市	6,625	1,256	795	705	425	582	79	56	509	200	129	158	273	512	946
小田原市	2,587	447	310	463	555	127	109	20	59	43	41	51	121	25	216
茅ヶ崎市	2,002	422	318	167	236	93	48	35	26	110	69	85	57	28	308
逗子市	523	69	119	13	49		22	6	3	83	15	14	1		129
三浦市	321	29	33	86	54	9	6	1	1	23	8	9	19		43
秦野市	3,783	748	224	552	212	505	95	37	374	35	61	104	92	15	729
厚木市	7,743	1,265	467	1,770	796	431	69	305	674	61	111	173	128	458	1,035
大和市	7,108	1,517	736	994	878	315	169	98	727	110	137	237	103	101	986
伊勢原市	2,678	437	133	910	291	212	51	69	74	17	49	46	77	13	299
海老名市	2,646	473	230	342	227	147	46	231	114	63	38	96	47	209	383
座間市	3,199	732	301	421	527	162	18	37	142	87	49	91	61	126	445
南足柄市	476	188	37	35	51	81	9	2	2	2	4	7		8	50
綾瀬市	4,068	273	166	969	252	602	8	5	209	35	26	208	96	566	653
葉山町	237	9	38	5	15	4	8	3	2	48	2	6	4		93
寒川町	880	73	56	216	110	101	7	5	42	13	15	26	36	62	118
大磯町	194	35	18	9	33	2	1		1	21	6	5	2		61
二宮町	246	32	14	13	27	25	15	3	10	10	6	6	5		80
中井町	330	25	6	39	198	28			24	1		2			7
大井町	124	51	13	22	9	6	1			3	3	2	1		13
松田町	151	52	8	26	26	7	15	1		2		2	1		11
山北町	79	26	7	16	12	1						5	1	4	7
開成町	138	34	14	21	14	21	7		7	5		3	2		10
箱根町	608	99	57	97	16	10	116	4	1	5	129	5	13	3	53
真鶴町	59	20	14		11	2	1			3					8
湯河原町	347	42	68	45	63	7	12	3	48	9	7	9		1	33
愛川町	2,865	183	32	270	362	531	10	13	699	3	4	173	35	112	438
清川村	32	2		3	7	4				1	14				1

県国際課調べ

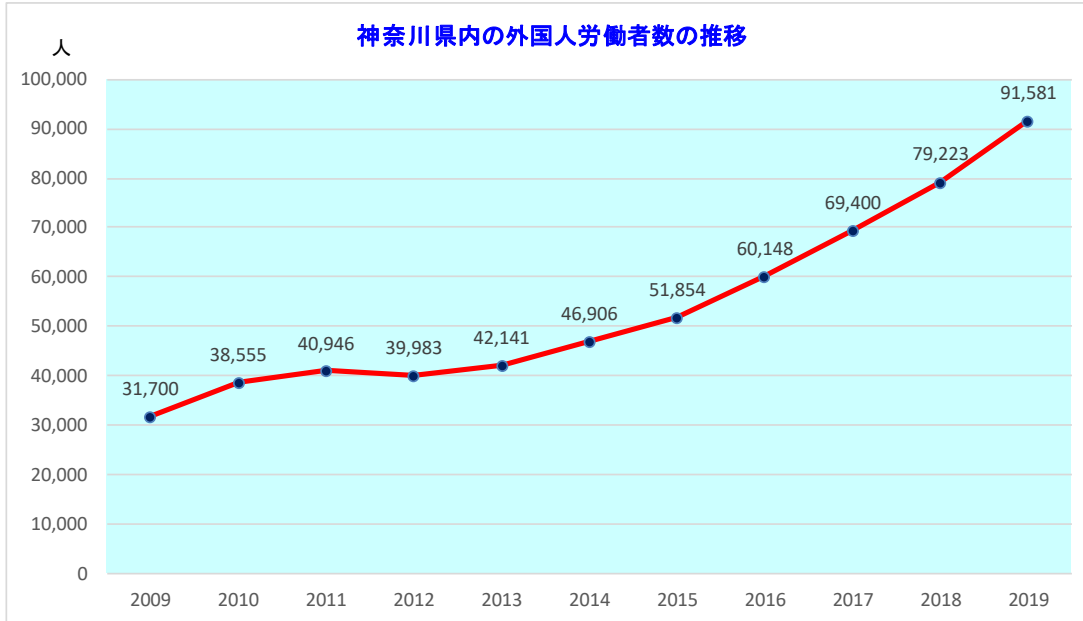
※本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

資料 2

県内の外国人労働者数

○神奈川県内の外国人労働者数の推移

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
外国人労働者(人)	31,700	38,555	40,946	39,983	42,141	46,906	51,854	60,148	69,400	79,223	91,581



神奈川県労働局「外国人雇用状況」より作成

資料 3

日本語指導が必要な児童生徒の受入状況

1 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況

(1) 外国籍の児童生徒

○神奈川県

(単位:人)

	小学校	中学校	高等学校	義務教育学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
2012 (平成24)年度	1,745	703	408	-	0	7	2,863
2014 (平成26)年度	2,056	762	405	-	0	5	3,228
2016 (平成28)年度	2,509	873	552	5	0	8	3,947
2018 (平成30)年度	2,845	964	630	5	0	9	4,453

○全国

	小学校	中学校	高等学校	義務教育学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
2012 (平成24)年度	17,154	7,558	2,137	-	24	140	27,013
2014 (平成26)年度	18,884	7,809	2,272	-	56	177	29,198
2016 (平成28)年度	22,156	8,792	2,915	159	52	261	34,335
2018 (平成30)年度	26,316	10,260	3,677	184	41	277	40,755

(2) 日本国籍の児童生徒

○神奈川県

(単位:人)

	小学校	中学校	高等学校	義務教育学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
2012 (平成24)年度	539	165	61	-	0	6	771
2014 (平成26)年度	777	237	57	-	0	2	1,073
2016 (平成28)年度	886	225	90	0	0	1	1,202
2018 (平成30)年度	1,202	263	155	1	0	2	1,623

○全国

	小学校	中学校	高等学校	義務教育学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
2012 (平成24)年度	4,609	1,240	273	-	17	32	6,171
2014 (平成26)年度	5,899	1,586	332	-	31	49	7,897
2016 (平成28)年度	7,250	1,803	457	23	19	60	9,612
2018 (平成30)年度	7,669	2,071	495	42	42	52	10,371

※1 この調査の対象は公立学校のみ

※2 平成22年度までは9月1日現在、平成24年度以降は5月1日現在

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より作成

資料 4

県内大学等に在籍する留学生の状況

1 全国及び県内の留学生数の推移

(単位：人)

		1990 (H2)	1995 (H7)	1997 (H9)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
全 国	国 費	4,961	7,371	8,250	8,930	9,891	9,869	10,020
	外国政府派遣	1,026	1,231	1,524	1,441	1,903	1,956	2,181
	私 費	35,360	45,245	41,273	53,640	110,018	106,102	106,297
	合 計	41,347	53,847	51,047	64,011	121,812	117,927	118,498
	伸 率	100	130.2	123.5	154.8	294.6	285.2	286.6
県 内	国 費	177	278	336	351	455	580	523
	外国政府派遣		30	37	59	181	88	63
	私 費	2,134	2,753	2,255	2,792	5,610	5,142	4,953
	合 計	2,311	3,061	2,628	3,202	6,246	5,810	5,539
	伸 率	100	132.5	113.7	138.6	270.3	251.4	239.7

		2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
全 国	国 費	9,923	10,168	10,349	9,396	8,588	8,529	8,351
	外国政府派遣	2,681	3,235	3,505	3,740	4,044	3,930	3,996
	私 費	111,225	119,317	127,920	124,939	125,124	123,060	171,808
	合 計	123,829	132,720	141,774	138,075	137,756	135,519	184,155
	伸 率	299.5	321.0	342.9	333.9	333.2	327.8	445.4
県 内	国 費	559	590	603	619	629	505	519
	外国政府派遣	103	145	114	179	274	155	219
	私 費	5,027	5,538	6,017	7,410	6,925	6,939	7,593
	合 計	5,689	6,273	6,734	8,208	7,828	7,599	8,331
	伸 率	246.2	271.4	291.4	355.2	338.7	328.8	360.5

		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
全 国	国 費	9,223	9,481	9,166	9,423	9,220
	外国政府派遣	3,737	3,682	3,760	3,733	3,541
	私 費	195,419	226,124	254,116	285,824	299,453
	合 計	208,379	239,287	267,042	298,980	312,214
	伸 率	504.0	578.7	645.9	723.1	755.1
県 内	国 費	520	525	462	515	360
	外国政府派遣	202	202	222	197	177
	私 費	9,117	10,529	11,693	12,527	13,318
	合 計	9,839	11,256	12,377	13,239	13,855
	伸 率	425.7	487.1	535.6	572.9	599.5

注

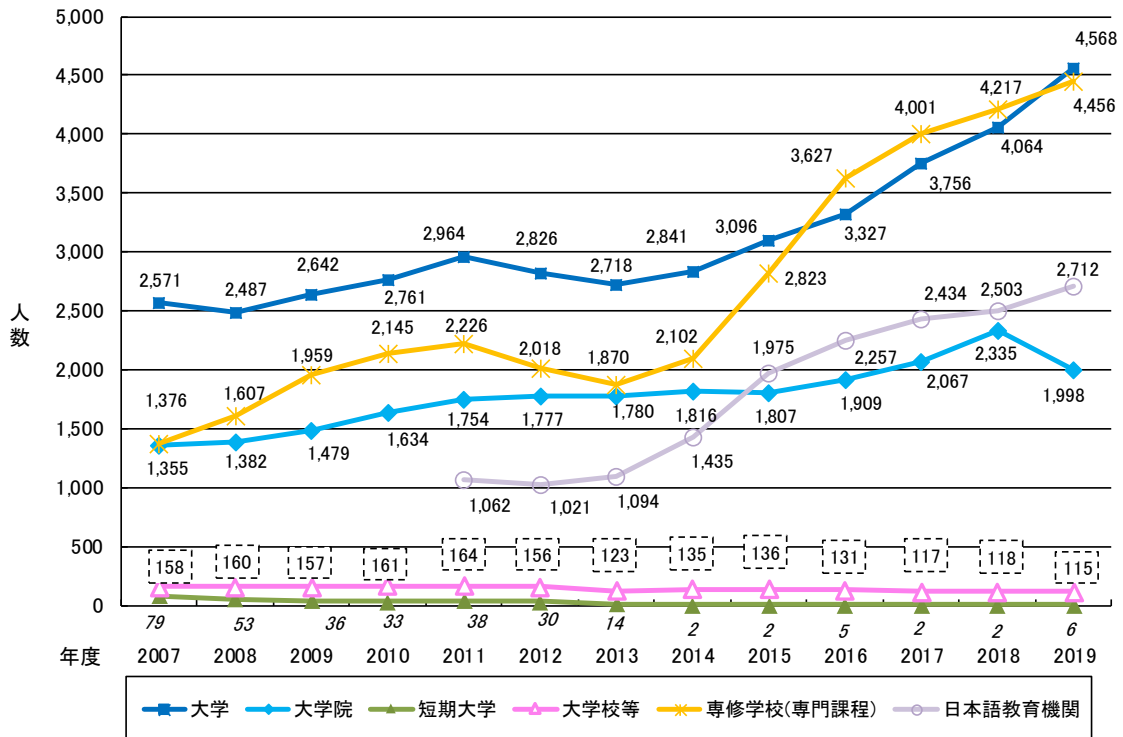
- 伸率は、1990年を100とした指数。
- 全国欄については、文部科学省高等教育局留学生課発行「我が国の留学生制度の概要」（平成15年度まで）及び独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）発表「留学生受入れの概況」（平成16年度から）、「外国人留学生在籍状況調査結果」（平成19年度から）による。
- 2011年から在留資格の統一により日本語教育機関も対象とした。なお全国欄については、平成26年度までは日本語教育機関に在籍する留学生は含まれていない。

(※JASSOによる平成26年度「外国人留学生在籍状況調査結果」では、平成23年度に遡って、日本語教育機関に在籍する留学生を含めた結果を発表している。)

県国際課調べ

2 留学生数の推移

(1) 学校種別留学生数の推移



(2) 経費別留学生数の推移

